



ケベックでは
フランス語を

Québec ::::

目次

- 5 ケベック州とモントリオール：
二つの異なる言語の現実
- 5 仏語の極めて多い社会
- 6 モントリオールの異なる顔

- 8 法律と司法のためには二言語で
- 8 法律は二言語で
- 9 司法へのアクセスは選択した言語で

- 10 教育：仏語校の優先

- 12 医療を英仏どちらかの言葉で受ける

- 14 職場で仏語で
- 16 「ケベックでは職場で仏語を」は
何を意味するのか
- 17 企業の仏語化
- 19 特例

- 20 商業及びビジネス：仏語で掲示を
- 21 一般向け及び商業用掲示
- 22 製品ラベル
- 22 商号
- 23 商業用資料及び広告
- 23 会議、フェア、展示会、シンポジューム、
見本市での言語

- 24 仏語で機能する行政
- 27 政府の購入政策

- 28 情報処理及び情報ハイウェイにおける仏語
- 29 情報処理のツール
- 29 情報の伝播とその処理

- 31 ダイナミックで世界に開かれた文化の息吹
を表わす言語
- 31 仏語、創造と文化の言語
- 32 諸文化に対してオープン

ケベックでは
フランス語を

インターネット: <http://www.mcc.gouv.qc.ca>

このパンフレットの内容は言語政策事務局
によって作成されました。

グラフィック企画：
メシャン・ボリス・エ・クラクソン

翻訳：マレット太田あけみ

仏語原題：Vivre en Français au Québec

法定納本：1997年
ケベック州立図書館
カナダ国立図書館
©ケベック政府、1997年
ISBN 2-550-32493-5

奥付：1997年12月

アメリカ大陸の北東部に位置するケベック州はヨーロッパとアメリカの文化やモノの大きな流れの合流する地点です。この州がさまざまな分野でヨーロッパとアメリカの接点として機能できるのは第一にこうした状況があるからなのです。

ケベック州は人口 740 万人で、カナダ全人口の 24 %にあたります。この内 80 %強が仏語、10 %弱が英語、そして残る 10 %が他の言語、すなわちイタリア語、スペイン語、ギリシャ語などを母語としています。従って仏語と英語を話し、多くの場合もう一つの言葉も話すという人口が重要な役割を占めています。

交流の規模が世界的になり、コミュニケーションが大きい影響を及ぼすこの時代は、文化の均質化と普通的な言語遺産の貧弱化をもたらす傾向があります。そうした中で、南北アメリカに一つ仏語系社会の存在することは、北米にとって一つの資産なのです。

20 年前ケベック国民議会は仏語憲章を採択しました。この言語法は職場、教育、コミュニケーション、商業、ビジネスそれぞれの場で、仏語を標準かつ通常の言語とするというケベック州民多数派の意思の最確認を目的としたものでした。

これは北米という文脈の中で仏語を守り、かつその開花を促すことを意味するもので、ケベックの孤立化を欲したものでは勿論ありません。その反対に、この数十年ケベックはそのアイデンティティや文化、言葉を守ろうと試みつつ、これまでになく世界との絆を太くしてきました。

仏語で暮らそうという意思の表明は、英語系コミュニティ諸機関及び先住民族を尊重し、かつケベック州内にある種々のマイノリティグループに配慮しながら行われました。言語法は、いろいろなコミュニティが自らをケベック社会を構成する大切な部分なのだと感じる秩序ある生活環境を創りながら、ケベックの発展と高揚へ寄与することを奨励するものです。

ケベックが自らのアイデンティティを守るためにこのような法律を楯としなければならなかったのは、北米全体の中で仏語のおかれた状況が不安なものであり、常に警戒の対象としなければならないからです。実際、約600万の仏語系ケベック人は州内では多数派ですが、北米大陸という枠ではごく少数派です。ケベックは3億人の英語人口に囲まれています。そのため英語系の人口及び移住者の大部分が集中するモントリオール地域では特に注意が必要となります。その上、情報テクノロジーや交流の国際化に関する新しい現実により、仏語の使用はケベックのみならず世界中の仏語圏諸国で、新たな試練の前に立たされています。

言語政策は仏語を一般の共通語とし、他の言語や文化へのオーペンな姿勢を保ちながら、仏語でケベックの文化、科学、経済それぞれの面における活力を表明してきたいとするものです。

ケベックの言語政策にかかる様々な活動に言及する前に、州内の地理的言語的な人口分布を見ておくことは役に立つと思われます。

この分野ではモントリオール地域とその他の地域の間にいくつかの明らかな違いがあることが分かります。

仏語系のきわめて多い社会

ケベック人口は州全体で、80%強が仏語を母語としていますが、仏語の知識を有する人口となるとその割合はもっと高くなり、10人に9人の割合となります。ですからケベックの殆どの場で生活はごく自然に仏語で営まっています。

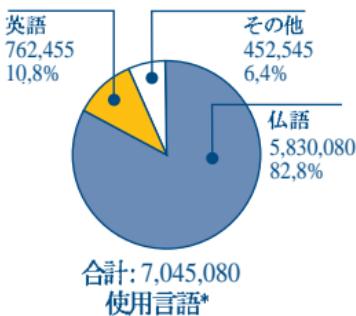
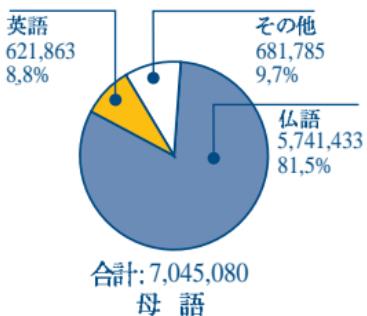


ケベック州と モントリオール： 二つの 異なる言語 的現実

一方英語を母語とする人口はこの20年で減少し、現在全体のおよそ10%です。但し、家庭では英語を使用するという人口の割合はこれより少し高くなっています。残りの10%は英仏語以外を母語とする人口（以下アロフォン）です。最近の調査ではアロフォンの家庭で仏語の知識が段々普及していることが示されています。



ケベック州人口の母語及び使用言語分布
(1996年)

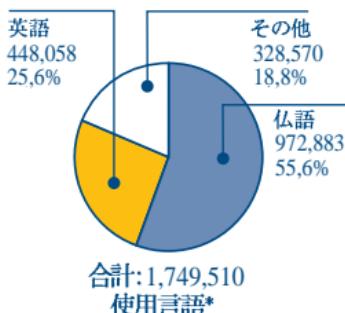
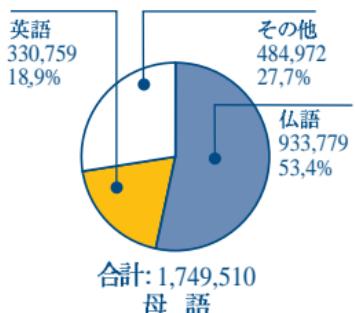


*使用言語とは家庭で最も使われている言語。

モントリオールの異なる顔

この大都市の言語的な様相は全く異なります。モントリオール島の人口の53%が仏語を母語とし、その他の人口は英語（19%）、他言語（28%）を母語としています。モントリオールには州全体の英語人口の半数、アロフォン人口の4分の3強が集中しており、バイリンガル、マルチリンガルの人口も常に増加の傾向にあります。

モントリオール島人口の母語及び使用言語分布 モントリオール島（1996年）



* 使用言語とは家庭で最も使われている言語。

従って、多様な活動領域での仏語の優勢に関して問題が起こるのは、主としてモントリオールにおいてなのです。常に増加の一途を辿るアロフォン人口の言語選択は決定的な要因となります。なぜなら移住者のうちかなりの割合がいまだに英語へと移行していくという現象が見られるからです。とはいえ、この傾向は数年前よりは目立たず、80%以上のモントリオール市民が仏語で会話ができると回答しています。このように、最近のデータはこの変化が中期的に見れば仏語にとって好ましいものになり得ることを示しています。しかし、努力と警戒感がもう不要であると結論づけることはまだ出来ません。

こうした幾つかの観測によって、ケベックにおける仏語存続を保証するための政策の重要性をより深く理解することができます。

モントリオールの特殊な場合、この政策は大都市としての使命と仏語人口の定着及び継続的仏語化の必要性とを両立させるものでなければなりません。



仏語憲章は採択以来、法律及び司法に関する条項の変更を行いました。これは本質的には両領域においては英仏二言語を義務づけるカナダ憲法に合致させるためでした。



法律と 司法のため には 二言語 で

法律は二言語で

ケベックは立法のプロセスのさまざまな段階、またある種の規則や記録において、この英仏二言語の義務を守っています。このように、法律及び規則は仏語と英語で採択され、どちらの言語によるものも公的位置づけは同じです。

但し、二言語表記の義務のない条文に関しては、両言語で存在する場合、憲章は仏語版の英語版に対する優位を原則とします。即ち、省や機関の内部管理規則、市町村や学校関係の規則の場合がこれにあたります。

司法へのアクセスは 選択した言語で

裁判所での言語に関しては、裁判を受ける人間、弁護士、証人、裁判官及びその他の官吏は、ケベックの裁判所において発言または弁論を行う場合は、英仏語のどちらでも好ましい方を使う権利を有します。

その結果、裁判を受ける人間が裁判所で仏語のみを使用していた場合でも、裁判官は英語で判決を下すことが可能になります。



逆のケースで、裁判を受ける人間が英語を使用する場合でも、裁判官が仏語で判決を下すことが出来ます。但し、憲章により、裁判を受ける人間は一方の言語で下された判決を、場合によっては他方の言語に翻訳されたもので得ることが出来ます。

ケベック州では誰でも裁判所では英仏語のどちらででも裁判を受けることが出来、判決は英語で下された場合は仏語の、仏語の場合は英語の翻訳版を得ることが出来るのです。



ケベック州は組織面や教育方法において、先進諸国の中でも最も近代的な教育制度の内に数えられる質の高い学校ネットワークを有しています。また、教育、研究活動で国際的に認められたレベルの高い大学機関もそこに含まれます。これらの大学機関は仏語圏やその他の国々から多くの学生を受け入れています。

教育： 仏語校の 優先

仏語はケベックの教育の言語です。80%強が仏語系という人口構成ですから、殆どの子供が教育を仏語で受けることになります。

更に移住者が仏語系マジョリティへ統合していくことを通して、移住者の子弟は中等教育修了まで仏語校へ行かなければなりません。

仏語系の公立校ネットワークに並行して、ケベックは昔から英語系の公立校も幼稚園から大学まで完全なシステムを維持しています。他にも助成金を受けない私立機関が仏語でも英語でも数多く存在します。こうして私立機関では児童の登録は教育言語の選択に関する法規定に拘束されません。

初等中等教育に関しては、英語系公立校あるいは政府助成金を受けている英語系私立校への児童の入学を認める特例を定めています。
以下にその原則を述べます。



- 両親の一方が、カナダ人であるかどうかを問わず、ケベック州で初等教育の大部分を英語で受けている。
- 両親の一方がカナダ人であり、カナダで初等教育の大部分を英語で受けている。
- 両親の一方がカナダ人である児童で、カナダで初等教育あるいは中等教育の大部分を英語で受けてきたもの。
- 両親の一方がカナダ人で研究あるいは職務のために短期滞在する。

ある児童が英語で教育を受けることを認められた場合、その児童の兄弟についても同様に認められます。

中等教育修了後は学生は英語系仏語系どちらのカレッジも選べます。これは大学進学時も同様です。



ケベック州の医療社会福祉機関は原則的に仏語で、保健サービスはどこでも仏語で行われています。しかし英語を表現の手段とする市民が仏語系の市民同様自分の言語で医療を受けられるよう、いくつかの機関は英語で対応する責任を課されています。

医療を 英仏 どちらかの 言葉で 受ける

このようにケベック州に住む全ての英語系市民は、医療社会福祉サービスをその任にあたる機関が要員、資材、財政的に可能なところでは、英語で受けることが出来ます。実際には、英語系市民にとり全州レベルで、英語による医療社会福祉サービスへのアクセスがあります。



コミュニティ組織、公認私立機関、救急サービスその他も同様に、英語系の市民には英語で対応します。

ケベック厚生省がこうしたサービスを実施しているのは、病気が引き起こす困難な状況の中で、病人と医療チームの間のコミュニケーションを容易にするために、全力を尽くさなければならないということを認識しているからです。この分野では当然、患者の安心感と治療の成功を言語的な考慮に優先させなければなりません。



職場 で 仏語 を

ケベックは圧倒的多数が仏語系の社会ですから、どこであろうと、どの分野であろうと人々が仏語で仕事をしたいと望むのは当然のことです。この点に関しての仏語系の要求は政界でも社会各層でも稀なほどの一致をみて います。これは新しい現象ではなく、かなり以前からで、従って職場における言語がケベックの言語政策の中心であるのは理解しやすいところです。

仏語憲章は仏語を職場における通常かつ習慣的な言語とし、企業がこの言語で機能するようにするというケベック州民の大多数の意思を再確認しました。

この目標はいわばケベックという集合体の社会契約の一部をなすのですが、ケベックの産業やテクノロジーの可能性がもたらす経済的利点を利用したいという労働者および企業の欲求と完全に両立します。

憲章の採択以来、職場における仏語の地位は向上しました。最近のデータはケベックのいたるところで、一般に仏語で職務をこなしている労働人口の割合が上がったことを示しています。モントリオール地域企業の82%で、従業者は書面によるコミュニケーションには仏語を優勢的に（他の言語を除外するのではなく）使用しています。



ケベックに進出した企業は、仏語の使用を普及させることで収益性と生産性を向上させることができます。実際に、使用言語が従業員の最もよく使いこなせる言語である時、生産性はより良いことが判明しています。ケベックのビジネス界が積極的に仏語化アプローチへの参加を受け入れた理由の一つはこれなのです。

同様に、生産、販売、研究の各分野でケベックへ進出したいと考える企業は、仏語化アプローチに参加し、自らケベックの社会契約のパートナーとなりながら進出していくという選択をした場合、最大の利益を得ることでしょう。

「ケベックでは職場で仏語を」は何を意味するか

仏語の使用及び知識の普及

職場が仏語で機能し得るためには、管理職及び全てのスタッフが仏語の知識を有し日常の連絡に使用出来なければなりません。そうでない場合、企業はスタッフが仏語の知識を得るために必要なこと、即ち、職場での仏語講習を設けなければなりません。企業はまた、その職務が他の言語（単数）の使用を必要とするのでない限り、仏語しか話せないという理由を雇用または昇進の障害とはなりません。



企業内の表示は仏語で

企業は内部での表示が仏語で行われることを確認し、仏語のみを使用することを優先しなければなりません。同時に仏語と他の言語（単数）を使用する場合、企業は仏語の方が大きく、あるいは少なくとも同じ大きさで表示されるよう注意しなければなりません。

内部表示というのは職場に貼り出される告示、掲示板、また内部標識及び製品や部品の名称のことです。プレート、機械の表示ランプ、コンピューターのキーボード及び画面、レジスターを含み、これらの表示は仏語でなければなりません。

職場でのコミュニケーションは仏語で
企業経営陣とスタッフ間の公的なコミュニケーション、
同様にスタッフ間のコミュニケーションは仏語でなければなりません。従って、通告、指示、業務通達、企業ニュースは仏語で、あるいは正当な理由がある場合は仏語ともう一つの言語で書かれなければなりません。

職場の書類を仏語で作成する

企業は書式、作業方法、企画、見積書、報告書などは印刷、記入が仏語で行われていることを確認しなければなりません。同じ規則が全ての技術資料および参考資料に当てはまります。

顧客、一般人、公共体と仏語で
コミュニケーションを



ケベックにある全ての企業は、ケベックの顧客に仏語で情報を伝えサービスを提供することが可能であることを確認しなければなりません。電話でも直接応対する場合も顧客への対応は仏語でなければなりません。ケベックの顧客及び一般へあてた事務、商用、広告の書類は同様に仏語でなければなりません。製品につける文書（使用法、保証など）についても同様です。

企業の仏語化：継続的な歩み

全ての職場における仏語の普及を確実に行うために、言語法は従業員 50 人以上を擁するケベックの企業に対し特別措置を規定しました。

これらの企業は法を遵守し仏語使用の普及を確実にするプロセスに参加しなければなりません。この目標が達成されると、企業は仏語局（オフィス・ドゥ・ラ・ラング・フランセーズ）から仏語化認定書を渡されます。この局は仏語憲章およびそれに由来する諸規則の実施を任務としている組織です。

言語状況の分析

この認定書を得るために企業は仏語局にまず登録し、言語状況の分析を当該局の援助と助言により行わなければなりません。従業員100人以上の大会社はまた、

仏語化運動展開の全てを指導する役目を持つ仏語化委員会を発足させねばなりません。

仏語化計画

仏語使用がすべてに企業内で普及している場合は、認定書をすぐ得られます。そうでない場合は、仏語局は仏語化計画の提出とその実施を求めることがあります。この計画は企業内での仏語使用の普及を目指し、スタッフの仏語知識、仏語をよく解する社員を増やすこと、内部連絡や書類における仏語使用といった様々な側面を対象とします。

仏語化認定書

仏語局は計画が目標に達したと判断した場合、その企業に仏語化認定書を交付します。

但し、認定書の取得は企業内の仏語の状況及び質を改善する必要がなくなったことを意味するものではありません。むしろ企業の通常の運営が仏語でなされるようになったスタート地点と見なされるべきで、企業としては仏語が後退せず実質的かつ継続的に使用されるよう監督しなければなりません。



仏語化の永続性を確実にするために、仏語憲章は仏語化認定書を取得して企業すべてに、三年毎に仏語局へ仏語使用の進展に関する報告書の提出を課しています。

特例

企業が採用しなければならない仏語化方策を判断する際に、仏語局は企業の特別な制約を考慮に入れます。企業活動の重要な部分がケベック州外に広がり、本社あるいは研究センターがケベック州に置かれている場合は、仏語局との間に、本社あるいは研究センターに属するすべてのポストに対し、仏語以外の言語（単数）の使用に関する自由をより多く認めるという特別協定を結ぶことが出来ます。尚、その場合、ケベック州における通信、配布文書は仏語使用を優先させるよう要求します。



商業 及び ビジネス： 仏語で 掲示 を

ケベックでは、仏語がコミュニケーション、職場、商業、ビジネスの通常かつ習慣的な言語です。仏語憲章及び商業・ビジネス言語規則は一般向けと商業用掲示における使用規則を定めています。しかし、商業用コミュニケーションは掲示以外の要素を含んでいます。それはまた商号、製品ラベル、販売資料、顧客との応対のすべてを含みます。ケベック人口の圧倒的多数は、商業を営む場で仏語で迎えられサービスを受けることを、また掲示類がケベックが仏語社会であるという姿をアピールするのに貢献することを望んでいます。最近の研究によると、ケベック州民の4人に1人は機関の名称に英語を使用することに反対し、仏語が使用されない場合の懸念を表しています。

ケベックにおける商業活動の言語面でのイメージに大きく役立つ様々な側面がありますが、以下がそこで適用される規則の総括です。

一般向け及び商業用掲示

一般向け掲示では仏語使用が義務となっています。

通行人を対象に公共の場におかれたすべてのメッセージのこと、ネオン、立て札、ポスター、加えてパネル上あるいはショウウインドー内の一時的な語句に関するものです。



これらのメッセージはすべて設置場所が屋内であると屋外であるとを問わず仏語でなければなりません。

他に単数あるいは複数の言語を付け加えることは出来ますが、法律により仏語が明らかに優勢であること、すなわち視覚的にぐっと重要なインパクトをもつことが要求されています。

例外

この規則には以下に挙げるいくつかの例外が設けられています。

- 地下鉄、バス、バス停内および大型パネル上の商業広告は仏語のみでなければならない。
- 保健や安全に関する一般掲示は仏語でなければならないが、他の言語（単数）も仏語と同等に使用できる。
- 宗教、政治、人道的なメッセージで仏語以外の言語（単数）を話す一般人に向けたものは、その言語のみで記載ができる。

製品ラベル

製品ラベルとは製品そのもの、入れ物や包装、また製品に添えられた文書（使用法、使用上の注意、組立て方、保証書など）上の記載のことです。



ケベックで販売されるすべての製品のラベルは仏語で記載されていなければなりません。他の言語（単数または複数）の使用は可能ですが、その場合仏語の記載は他の言語と少なくとも同等の大きさでなければなりません。

規定されたいいくつかの例外を除いて、仏語ラベルはケベック産か輸入品の別、卸売か小売の別を問わず、ケベックで販売されるすべての製品に適用されます。

商号

ケベックに成立された会社の商号は仏語でなければなりません。商号とは、一般向け掲示、商業広告、コミュニケーション、印刷物および製品において企業が使用する名称を指します。

一般向け及び商業用の掲示については規則は単純で、仏語の商号使用が義務となっています。但し、他の言語（単数）による異なるバージョンも、仏語の商号が明白に優勢であるという条件の下で掲載できます。印刷物またはラベル上では、商号は仏語のみ、または他の言語（単数）によるバージョンを同等に併記したものとなります。

例外

大型広告パネルや公共交通機関およびその通路では仏語の商号のみを使用しなければなりません。ケベック州内外を移動したり、また国際的な催し物の一環として使用される車両については、他の言語（単数）による商号を仏語のものと同等に使用できます。

商業用資料及び広告

商業用資料というのはカタログ、折込み広告、パンフレット、商業用ディレクトリを意味します。顧客に対し発行される請求書及びレシート、納入業者に送付される注文書やそれに類する文書もその一部です。

ケベックにおいて配付される商業用資料は仏語で記載されなければなりません。他の言語も単数または複数で使用することが出来ますが、仏語版は他の言語による版と少なくとも同等の重要性を持っていなければなりません。



会議、フェア、展示会、シンポジウム、見本市での言語

ケベックにおいて開催されるイベントへの一般的なコミュニケーションでは、仏語の使用が通常かつ習慣的であることが望されます。但し、専門的または限定された一般人に向けたイベントの場合は、その場で使用される単数または複数の言語の選択は、責任者及び参加者の裁量に委ねられます。



政府は行政体が言語面で模範的かつ推進力としての役割を果たすよう望んでいます。また、仏語がケベックでは公用語であり公的な共通語であるという事実を反映させるため、政府の活動においては仏語一言語主義を奨励しています。

仏語 で 機能する 行政

従って政府、各省庁、行政組織の通告は仏語のみで行われます。同じ規則が行政上の書簡連絡にも適用されます。例外は行政体に他の言語（単数）で問い合わせてくる自然人に対する場合で、その際は行政体はその言語で返答します。

ケベックの法人に向けた書面による通信は仏語で行われます。ケベックに施設を持つが、仏語を業務上の言語としていない州外の法人に向けられる場合は、書面通信は仏語で、それにレターへッドも署名もなく「翻訳」と記された用紙に記された翻訳を添付することができます。最後に、ケベックに施設を持たず、仏語を業務上の言語としていない州外の法人に向けられる場合は、書面通信は他の言語（単数）で署名のあるレターへッド用紙を用いて行うことができます。



言語の分野では実践面における一貫性を確実なものとするために、政府は行政体における仏語の使用及び質に関する政策を定めました。この政策は省庁及び行政組織に自らの言語方針を練り上げ、採用していく中で優先すべき指針を示しています。

一般的な政策は行政体が原稿及び文書の作成、刊行、またこれらの通信において仏語のみを使用することです。情報に関する文書の仏語版のみが不特定多数への送付または刊行物配付の対象となります。しかし個人よりの要望がある場合は他の言語（単数）による翻訳版を送付することが出来ます。

電子技術を利用して流す文書も同様に仏語です。但し、ケベックを国際的なレベルでよりアピールしたいと願う場合は、これらの文書は他の言語（複数）でも示すことが出来ます。しかしその場合は、仏語版は常に区別され、直接にそこへアクセス可能でなければなりません。

行政スタッフは一般の人に対して電話でも直接応対する場合でも、まず仏語で対応します。留守番電話のメッセージは仏語です。もしこれらの仏語メッセージが別にアクセス可能な場合は、他の言語（単数）であることも可能です。

あらゆる性格の証明書、修了証書、免許証は仏語で作成されます。但し、他の言語（単数）で受けた養成課程の修了証書は、仏語がより大きく記されているという条件の下で、他の言語（単数）で書くことが出来ます。



これら的一般方針を尊重し、各省はその使命及び対象とする層に適応させた言語政策を採用します。従って、ある省や組織では、英語を表現の手段とするコミュニティまたは先住民族コミュニティを対象としている、あるいはケベックへの移住者の受入れ及び定着に関係した任務を持っている点を考慮に入れます。

政府の購入政策

政府はまた、購入品とそのサービスに伴う全ての文書、使用法は仏語で記載されていることを要求する購入政策を採択しました。ある製品または機械が一つの言語の使用を必要とする場合----ここでは当然コンピューター やソフトのことを考えて いますが、この言語は仏語でなければなりません。この購入政策はまた、購入者側から出される入札募集告示、契約、注文書など、あるいは納入業者側からの見積書、請求書、領収書など購入に関する文書は、全て仏語で記載されるべきことを明確にしています。



別に、行政体における仏語の使用と質に関する政府の政策として、行政体は 50 人以上を雇用する企業で仏語の分野で憲章の規定にかなっていないものへは、契約、補助金、優遇措置のいずれも与えないと定めています。入札募集の文書はこの条件に言及しています。



コンピューター及び情報ハイウェイの発達は、職場環境においても電子ゲームにおいても、仏語の使用にとり新しい試練となります。

情報処理 及び 情報ハイウェイ における 仏語

当初から英語が情報テクノロジーの中で優勢なのは明らかです。しかし、仕事とコミュニケーションの情報処理ツールは、世界中で使用されている言語の大部分と同じく、仏語にも大変よく適応させることができます。そしてケベックでは一般的なコミュニケーションの言語は仏語ですから、ハードウェアの選択、ソフトの使用、インターネット上のネットサーフィンのいずれを問わず、情報処理の世界でも当然同じであるべきです。

情報処理ツール

ハードウェア（キーボード、スクリング、プリンターなど）に関しては、ツールは労働者の必要に合わせたもの、及び消費者への仏語サービスの必要性に合わせたものが、全ての人間にとつてより良いコミュニケーションと理解を保証します。ケベック行政の規則はキーと表示が仏語であり、この言語固有の符号のある機械を使用することです。



ほとんどの一般ソフト、汎用プログラム、学習プログラムは仏語版があります。

職場での言語としての仏語の普及のために仏語のすべての文字が使え、仏語で各種の操作が行えるバージョンを優先させることが肝要です。

ハードとソフトに関する資料も仏語でなければなりません。ここには宣伝資料、設定と使用に関する手引き、操作マニュアルが含まれます。

情報の伝播とその処理

情報の伝播は知識、教育、文化そして経済と緊密に結びついています。更にグローバリゼーション現象及び電子ハイウェイの発達と共に、情報はまたたく間に国境を越えていきますが、その際あらゆる種類の障壁が問題となります。こうした障壁の中には言語も含まれるわけです。

情報ハイウェイによる知識及び情報の生産と伝達は、ケベックにとって二重の意味で試練となります。まず、テクノロジーが情報ハイウェイにおける仏語の存在を可能にし、必要とする情報を処理できるようにするための手段を講じるというのが一つ、続いて国際的なパートナーと協調してそれぞれの国語、とりわけ仏語が電子ハイウェイの激しい情報の流れの中で尊重されるようにするという点です。

この目標を達成するため情報ハイウェイを仏語で往来でき、仏語での情報内容を増やせるように、仏語に合わせたハードだけでなく、製作のツールやブラウザーのシステムを有していなければなりません。ケベック

政府はすべての民間パートナーに、情報ハイウェイにおける仏語を推進し、インターネット上の「サイト訪問者」に仏語で情報を提供するよう呼びかけています。政府自身もこの観点から、重点的な財政支援計画を率先して行っています。



言語と文化は常に密接に結びついています。また仏語はケベックの一般共通文化の基本的な構成要素であり、文化的アイデンティティの特徴の最もたるものです。

仏語、創造と文化の言語

この視点から、各々の持つ言語的、文化的背景がいかなるものであろうと、仏語は単なるコミュニケーションの手段としてではなく、何よりもまず全てのケベック州民にとっての一つの生活環境、一つの生き方、考え方、書き表わし方、創造のしかたと見なされます。ケベックの文化政策が創造とアクセスの手段として、仏語の重視を第一の方針としているのはこの考えによるのです。



ダイナミックで
世界に
開かれた
文化の
息吹
を
表わす
言語

仏語はすでに州境を大きく越える大変創造的かつダイナミックな文化の息吹を表現する言語です。演劇、音楽、造形美術などの分野でも、ケベックのあまたのアーチストは国際的な評価を得て、ケベック文化によその国々の羨望の的となるような輝きを与えてきました。

諸文化に対してオープンに

ケベックは恐らくは地理的な状況もあって、自らの文化を豊かにするとと思われる全ての創造や寄与に対して、大変開放的であるという特徴を持っています。仏語文化圏への帰属を明確にしながら、交流を大切にし、他の国の文化的所産を広く受け入れています。



英語系コミュニティ、先住民族そしていくつもの少数民族コミュニティは、固有の芸術表現で文化的生命力を示しつつ、仏語での文化風土を理解し、参加の度合いを深めています。それら各コミュニティの貢献からケベック文化はその強さと多様性の一部を得ているのです。創造に携わるこうしたアーチストは、ケベック文化が想起させるイメージの変化を促し、通信の発達が作り出し絶え間なく強化している「地球村」への絆を保っています。

仏語局（オフィス・ドゥ・ラ・ラング・フランセーズ）、仏語化のパートナー

仏語局は仏語憲章の適用をチェックするために創設されました。実際には特にカウンセラー的役割を果たし、市民全体、中でも企業に対し仏語使用の普及と質の向上を目指した多様なサービスを提供しています。

仏語化のアプローチに参加する企業は、すべての段階で局の仏語化カウンセラー1名のサービスを求めることが出来ます。

局はケベックの全ての企業に対しても、日常的な運営の中で仏語使用の普及を援助する以下のいろいろなサービスを提供しています。

- 仏語憲章に関して企業が必要とするすべての情報
- 仏語化のアプローチにおける助言と一貫した協力
- コンピューター関係の仏語製品選択に関する助言
- 一般に使用する書式や文書の仏語の質の向上を図るための言語サポート
- 専門用語に関する電話相談サービス
- 科学技術分野における仏語の語彙を広めるための用語一覧表、レポート、折込み、ポスターなど多くの文書
- CD-ROMでケベック専門用語バンクを用意。企業はその分野の仏語の専門用語を見つけることが可能。

情報処理の分野では、局は更に企画者、製造者、納入業者及び利用者にとり、仏語使用を簡便にするよう考案された以下のさまざまなサービスと製品を提供しています。

- 情報テクノロジー取得に際して仏語化カウンセラーの協力
- 情報処理の仏語化に関する専門相談
- 言語及び専門用語の電話相談
- 情報処理及びその他の情報テクノロジーに関する用語と語彙
- 職務のツールの仏語化に関する専門資料

- 5 ケベック州とモントリオール：
二つの異なる言語の現実
- 8 法律と司法のためには二言語で
- 10 教育：仏語校の優先
- 12 医療を英仏どちらかの言葉で受ける
- 14 職場で仏語で
- 20 商業及びビジネス：仏語で掲示を
- 24 仏語で機能する行政
- 28 情報処理及び情報ハイウェイにおける仏語
- 31 ダイナミックで世界に開かれた文化の息吹を
表わす言語



Gouvernement du Québec
Secrétariat
à la politique linguistique



ケベック政府
言語政策事務局